



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

	(取扱課室名)	ページ
256 令和5年度前期技能検定の実施	(労働政策課)	..... 1
257 令和5年度随時技能検定の実施	( " )	..... 4

## 告 示

### 和歌山県告示第256号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和5年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 実施する等級別検定職種

##### (1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### (2) 2級

金属熱処理（一般熱処理作業）

##### (3) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

#### 2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

#### 3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

##### (1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検定職種	手数料 (1件)
------	----------

機械検査	15,100円
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	18,200円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であって、実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

2級又は3級

検定職種	手数料 (1件)
機械検査	6,100円
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検定職種	手数料 (1件)
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料 (1件)
機械検査	10,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料 (1件)
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、3級職種（造園職種及びとび職種を除く。）は令和5年6月6日（火）から同年8月13日（日）まで、造園職種及びとび職種は令和5年9月11日（月）から同年11月15日（水）まで、その

他の職種は令和5年6月6日(火)から同年9月10日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和5年5月30日(火)から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	3級	令和5年7月9日(日)
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	令和5年8月20日(日)
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	1級及び2級	令和5年8月27日(日)
非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、表装、フラワー装飾	1級及び2級	令和5年9月3日(日)

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和5年4月3日(月)から同月14日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「○級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3(1)アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

## 6 合格者の発表等

### (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和5年9月29日(金)に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。ただし、3級(造園職種及びとび職種を除く。)の技能検定合格者の合格発表は令和5年8月25日(金)に、造園職種及びとび職種の技能検定合格者の合格発表は同年11月30日(木)に、それぞれ和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにも合格した者については、書面で通知する。

### (3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2802)又は協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

## 和歌山県告示第257号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和5年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和5年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 実施する等級及び検定職種

### (1) 2級及び3級

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンパダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、パン製造(パン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

注1 2級の職種に係る試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注2 3級の職種に係る試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

2級、3級及び基礎級

検定職種	手数料（1件）
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	18,200円

## イ 実施期日

実技試験は、令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

## ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

## エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

## イ 実施期日

学科試験は、令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、別途協会が指定する日に行う。

## ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

## (2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

## (3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

## 5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3(1)アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

## 6 合格の通知等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにも合格した者については、書面で通知する。

## (2) 技能検定合格証書の交付

2級、3級又は基礎級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

## 7 その他

2級、3級及び基礎級技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。